

役員及び評議員等の報酬及びに費用弁償に関する規定

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人つくし会（以下「法人」という。）の定款第22条及び第8条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

(1)役員とは、理事及び監事をいう。

役員に対して、各年度の総額が、400,000円を超えない範囲で、この規程に基づいた額を報酬として支給することができる。

(2)評議員とは定款5条に基づき置かれる者をいう。

(3)報酬等とは報酬をいう。

(4)費用とは、職務の遂行に伴う旅費、日当等の経費という。

(報酬等の額の決定)

第3条 役員等の報酬は、実態に即してのみ支給することとし、役員等がその地位にあることをもっては支給しない。

2 報酬は、役員等が法人の理事会、又は評議員会、その他の会議・研修に出席するときのほか、理事長による専決や監事による監査の実施など役員等が法人の業務(以下「法人業務」という。)に従事したときに限り支給する。

3 前項の報酬の日額は、次のとおりとする。

理事 5,000円(源泉を除く額)とする。

監事 5,000円(源泉を除く額)とする。

評議員他 5,000円(源泉を除く額)とする。

(費用弁償)

第4条 役員等が法人業務のため出張したときは、その費用の実費を弁償する。

2 前項の費用弁償の額は、職員の旅費に関する規定に準ずる。

(適応除外)

第5条 法人と役員を兼務する職員は、この規程を適応しない。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員の決議を経て行う。

(補足)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を経て、別途定めるものとする。

附則 この規程は平成29年9月1日から施行する。